

目指す姿の実現に向けた5つのキーワード



■ 都市再生緊急整備地域とは

「都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域」として、都市再生特別措置法に基づき、国が政令で定める地域のことです。

都市再生緊急整備地域内では、民間開発に係る建築制限の規制緩和や金融支援、税制支援等の特例の活用が可能となるなど、官民協働により都心エリアのまちづくりを進めていくことができます。

新潟市では、新潟駅周辺地区、万代地区、万代島地区、古町地区を含む153haの区域が令和3年9月に「新潟都心地域」として指定されました。

問い合わせ先



新潟市 都市政策部 まちづくり推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地

TEL: 025-226-2703

Mail: machisui@city.niigata.lg.jp

新潟市HPで [\[都市再生緊急整備地域\]](#) 検索

都市再生緊急整備地域

新潟都心地域の目指す姿



令和3年11月

新潟市

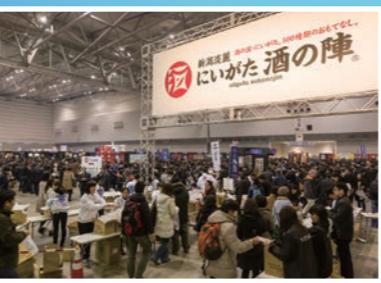
新潟駅周辺地区

広域交通結節点の機能を強化し、
新潟市の玄関口に相応しいビジネス拠点として、
高度な機能と風格を備えた都市空間を形成



新潟都心地域の目指す姿

新潟都心地域のまちづくりの方向性を示す「地域整備方針」を
「みなと」・「賑わい」・「拠点」・「安心安全」・「環境」の5つの
キーワードに整理し、さらに都心各地区の特性を踏まえたまちづ
くりとあわせて将来のイメージをまとめたものです。



信濃川から万代島地区方面を望む

万代地区

萬代橋周辺の魅力的な水辺空間と商業集積を
活かし、地区内外の回遊性を向上させることで、
賑わいあふれるまちづくりを推進



西堀交差点から萬代橋方面を望む

万代島地区

様々な機能の都心回帰を進めると共に、
みなとまちの歴史と文化を活用し、
歩いて楽しめる魅力的なまちなみを形成



※掲載しているパース等については、目指す姿が実現した一例として本市がイメージしたものです。